

被災地における介護福祉士養成施設等への 修学に係る教材費等貸付の手引き

(令和5年度版)

【書類の提出先及び問合せ先】

社会福祉法人 福島県社会福祉協議会
福祉サービス支援室

〒960-8141 福島市渡利字七社宮 111 番地

電話：024-523-1256

目 次

I 被災地における介護福祉士養成施設等への修学に係る教材費等貸付の概要	· · · P. 1
II 申請手続き等	· · · · · P. 2
III 貸付申請の手続き	· · · · · P. 3
IV 手続きに必要な提出書類	· · · · · P. 7
V 資 料	· · · · · P. 10
(1) 被災地における介護福祉士養成施設等への修学に係る教材費等貸付実施要領	P. 1 1
(2) 様式集	· · · · · P. 1 8

I 被災地における介護福祉士養成施設等への修学に係る教材費等

貸付の概要

【修学資金の概要】

- 1 この貸付金は、相双地域（相馬市、南相馬市、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯館村）において従事する介護人材に対応するため、介護福祉士養成施設に入学する3か月前の時点において相双地域に住所を有している方で、「社会福祉士及び介護福祉士法」に基づく介護福祉士養成施設に在学し、卒業後、資格を取得し、相双地域において介護業務に従事しようとする方に無利子で貸付けます。
- 2 養成施設を卒業後、1年以内に介護福祉士の登録を行い、相双地域に所在する介護保険施設等においての介護業務に従事し、一定期間従事した場合は、貸付金の返還を免除します。

1 実施主体

実施主体は、社会福祉法人福島県社会福祉協議会です。

2 貸付対象者

貸付対象者は、介護福祉士養成施設に在学し、卒業後、資格を取得し、相双地域に所在する介護保険施設等において、別表に定める介護の業務に従事しようとする者で、次の（1）及び（2）の要件を満たす方です。

- (1) 介護福祉士養成施設に入学する3か月前の時点において相双地域に居住している方
- (2) 養成施設を卒業後、相双地域の介護保険施設等において介護業務に従事する意欲があり、介護福祉士資格取得に向けた向学心があると認められる方

3 貸付期間

貸付期間は、養成施設に在学する正規の修学期間です。

4 募集人員 10名（予定）

5 貸付金の種類及び貸付額

貸付金の種類及び貸付額（上限）は、次のとおりです。

- (1) 教材費 120,000円以内 (初回の貸付時限り)
(勉学及び実習の教材費)
- (2) 住居費 月額 36,000円以内
(介護福祉士養成施設に入学する3か月前の時点において相双地域に居住している者で、福島県内外の養成施設への通学が困難な者に対する家賃相当額)
- (3) 通学費 公共交通機関の通学定期代 (実費)
(介護福祉士養成施設に入学する3か月前の時点において相双地域に居住している者で、福島県内外の養成施設に通学するための交通費)

6 貸付金の交付

貸付金は、年2回（4月に前期分、9月に後期分）に分け、指定口座に振り込みます。ただし、第1回目の交付時期は、契約締結後となります。教材費は、第1回目の送金に併せて交付します。

7 連帯保証人

貸付申請者は、連帯保証人（独立の生計を営む成年者）を立てなければなりません。貸付申請者が未成年の場合は、原則として親権者又は後見人となります。

連帯保証人は、貸付申請者が貸付金の返還を求められた場合、連帯して貸付金の返還債

務を負担することになりますので、留意してください。

8 貸付利子

貸付利子は、無利子です。

なお、貸付金の返還事由に該当し、返還が開始され、定められた期日までに返還されない場合は、返還すべき額に年3パーセントの延滞利子が徴収されます。

9 修学資金の返還免除

養成施設を卒業した日から、1年以内に介護福祉士登録を行い、相双地域の介護保険施設等に介護の業務に従事し、一定期間、引き続きその業務に従事した場合には、貸付金の返還が免除されます。

※平成29年度から令和8年度までに養成施設を卒業した方は、介護福祉士試験に合格しなくとも、卒業年度の翌年度から5年間は介護福祉士となる資格を有する者とする経過措置が設けられており、これに該当する方は、返還免除の対象となります。

II 申請手続き等

貸付金の申請者は、以下により、在学する養成施設を経由して、社会福祉法人福島県社会福祉協議会（略称「県社協」）に提出してください。

【提出書類】

※必須

- (1) 被災地における介護福祉士養成施設等への修学に係る教材費等貸付申請書（様式1）
- (2) 申請者の住民票の抄本（発行後3か月以内）
- (3) 被災地における介護福祉士養成施設等への修学に係る教材費等貸付推薦書（様式2）
- (4) 高等学校の成績証明書
- (5) 所得のある家族全員（年金所得者含む）の源泉徴収票の写し又は課税（所得）証明書
- (6) 連帯保証人（予定者）の源泉徴収票の写し又は課税（所得）証明書

※該当者のみ

- (7) 住居の借入に関する賃貸契約書の写し
- (8) 通学のための6か月ごとの公共交通機関の利用料を証明する書類

1 審査及び決定

県社協会長は、貸付申請者から提出のあった書類及び養成施設からの推薦書等をもって審査し、貸付の可否を決定し、推薦のあった養成施設を経由して、貸付申請者に通知します。

なお、審査内容については、開示いたしません。

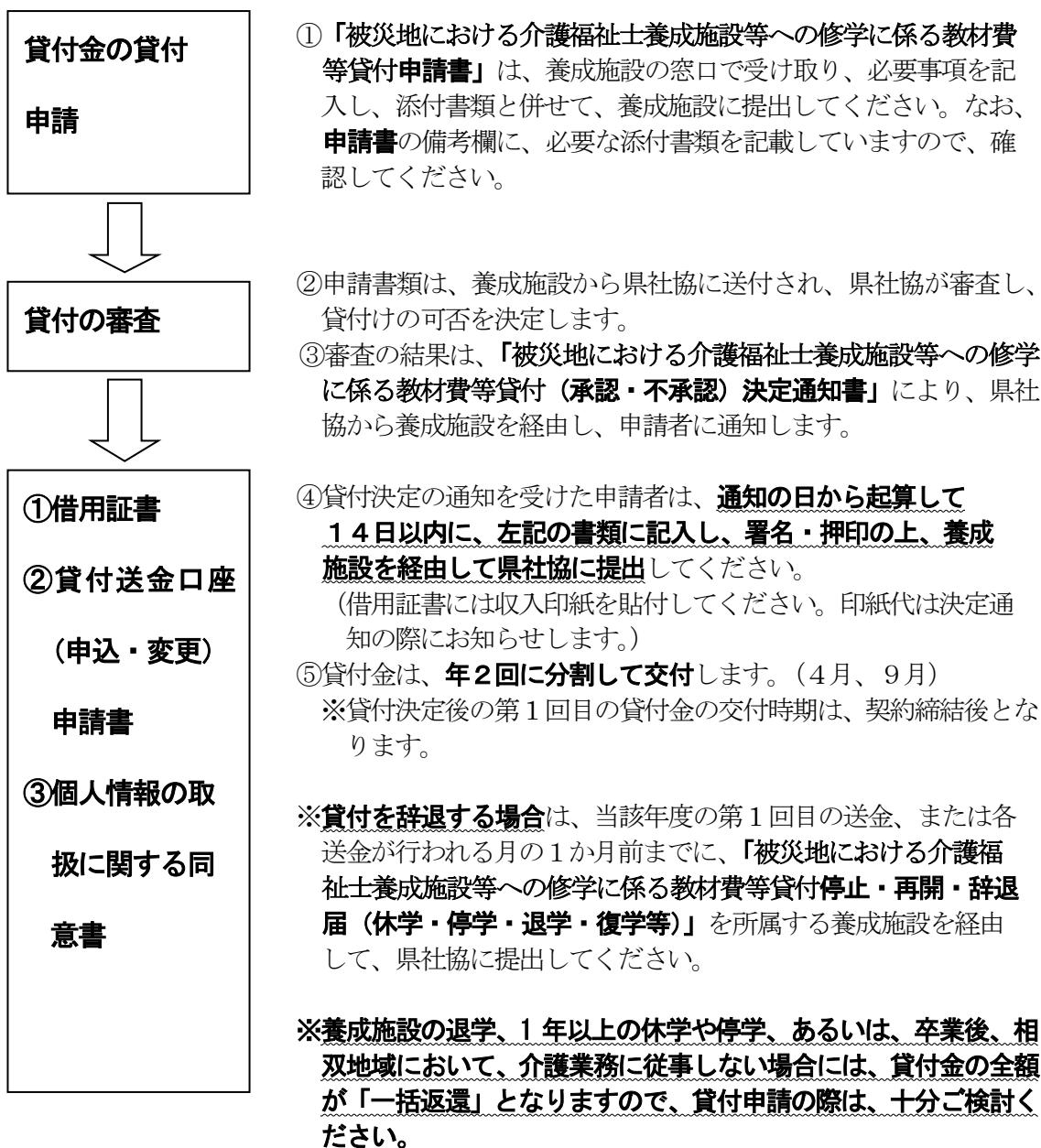
⇒ 詳しくは、「被災地における介護福祉士養成施設等への修学に係る教材費等貸付実施要領」等をご覧ください。

不明な点については、福島県社会福祉協議会にお問い合わせください。

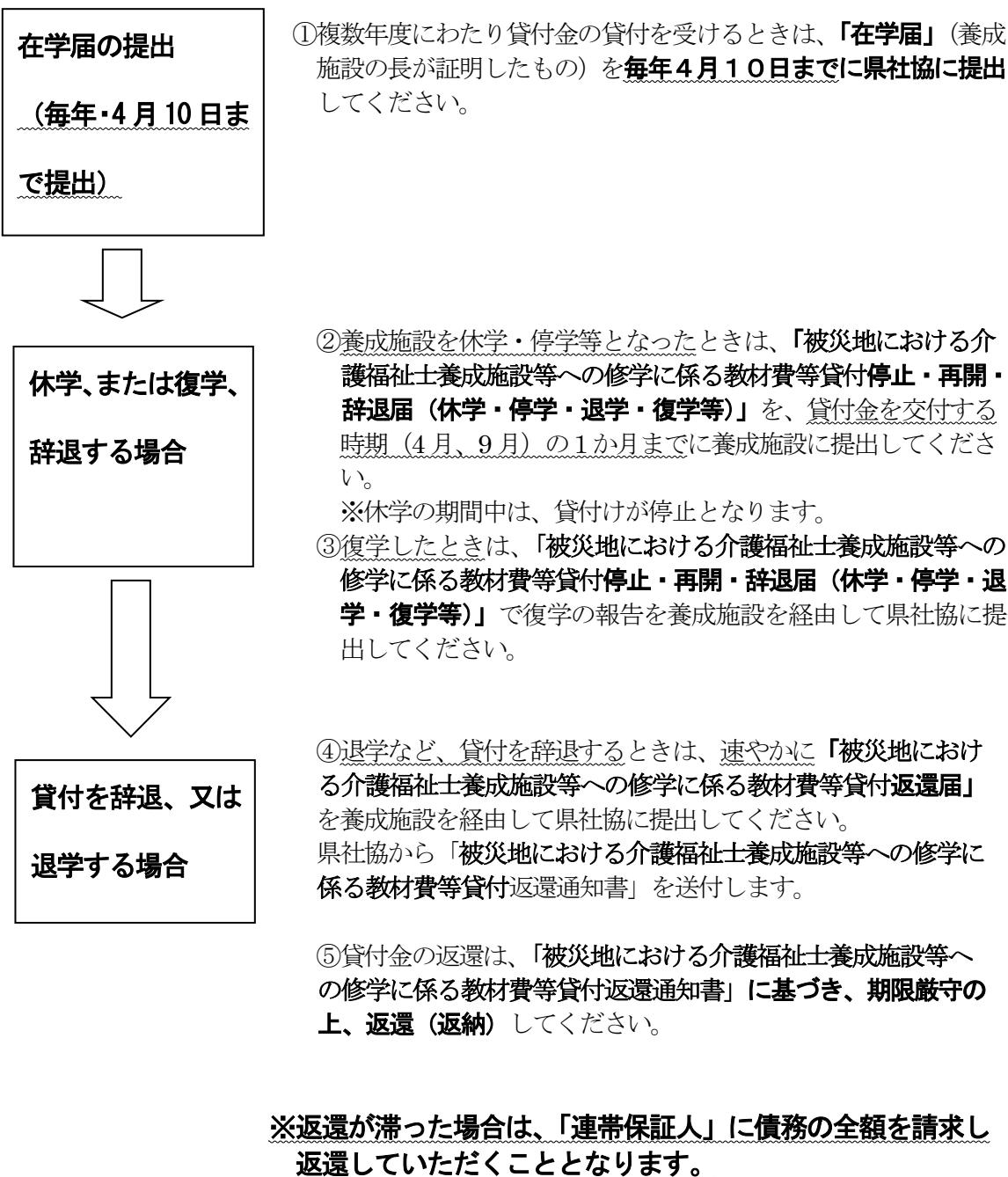
（電話 024-523-1256）

III 貸付申請の手続き

(1) 貸付金の申込み



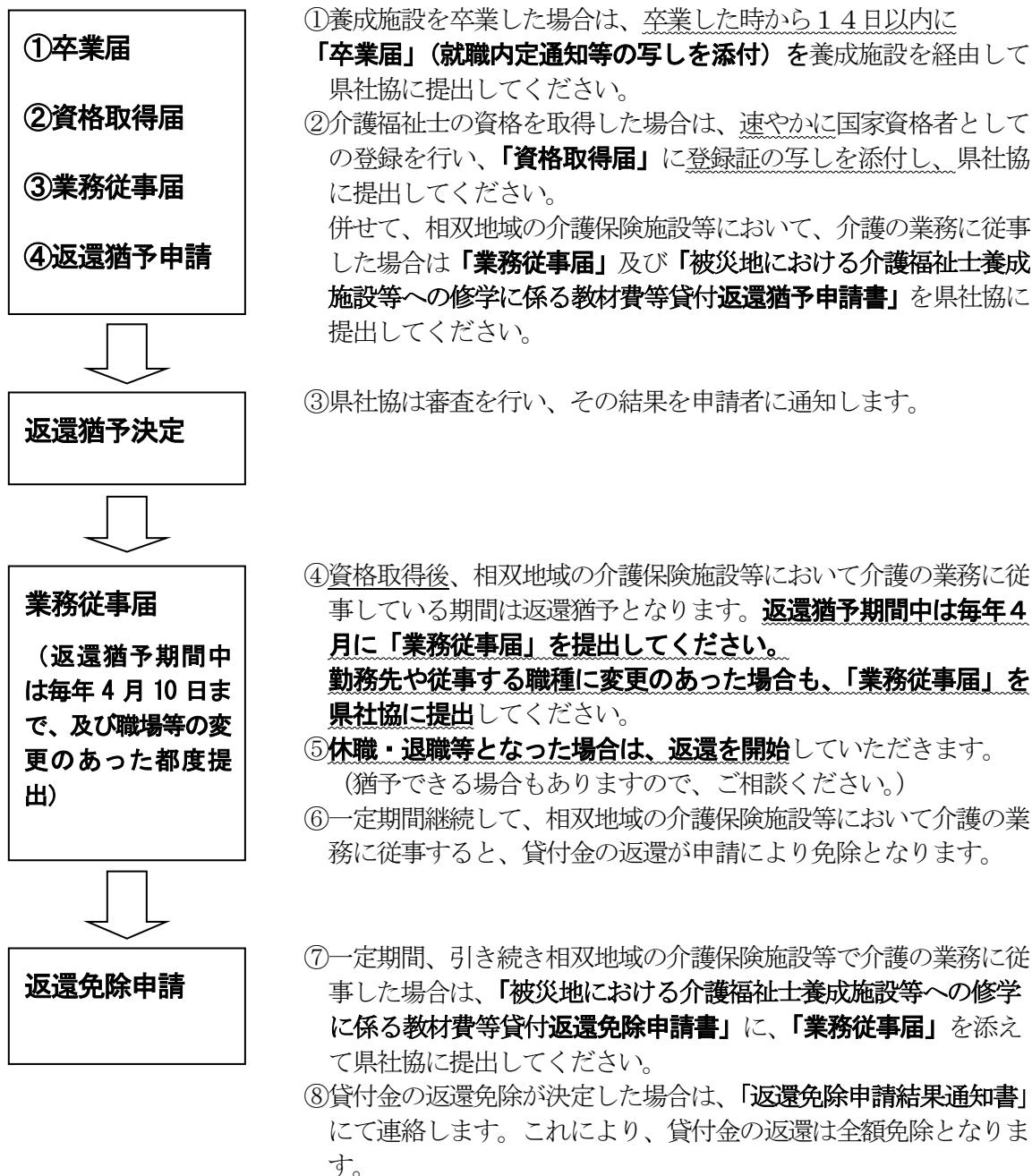
(2) 養成施設の在学時の手続き



(3) 養成施設の卒業及び就職後の手続き

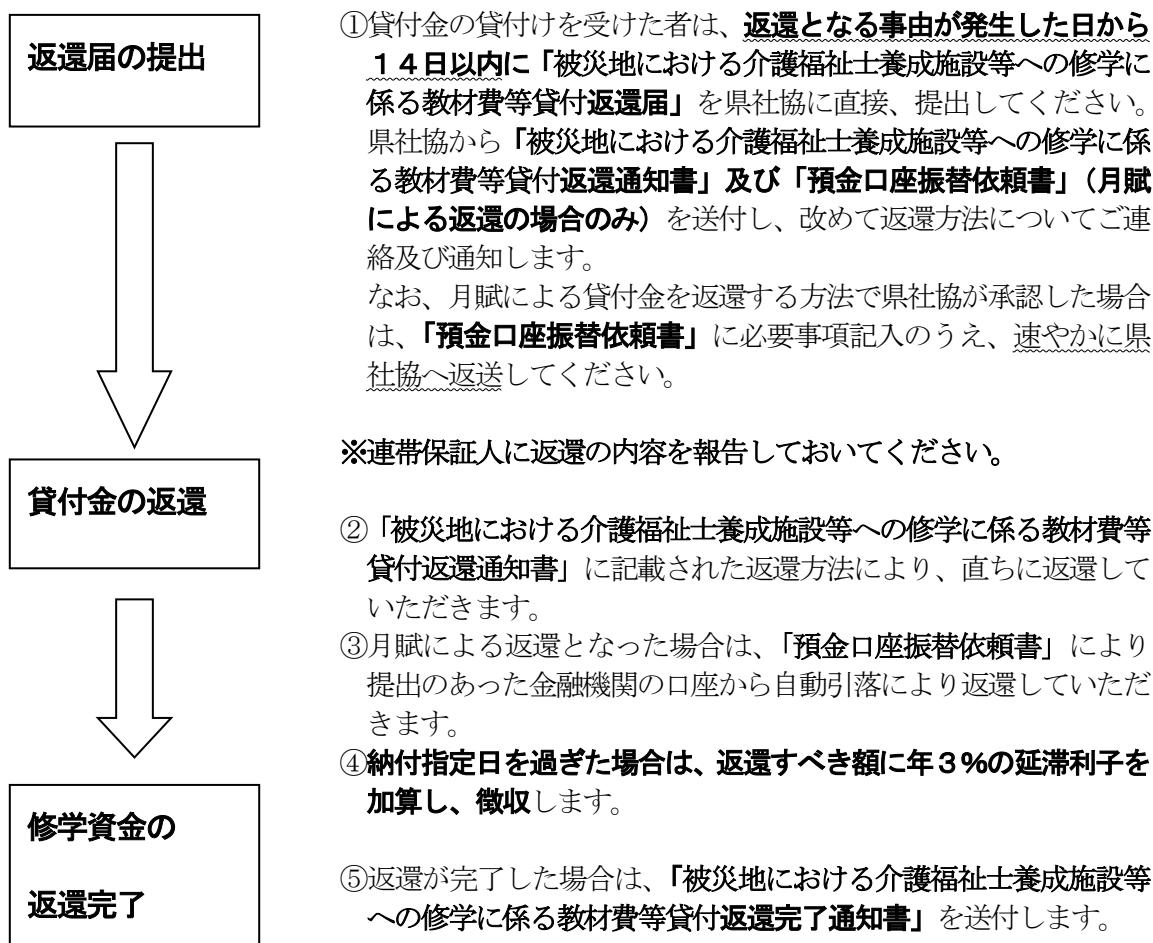
養成施設を卒業し、1年以内に国家試験を受験し、資格を取得し、相双地域の介護保険施設等において介護の業務に従事した場合には、その業務の従事期間中は貸付金の返還が猶予され、さらには、定められた期間以上、その業務に従事した場合には貸付金の返還が免除されます。

なお、貸付条件を守れない場合は、貸付けた貸付金を返還していただきます。

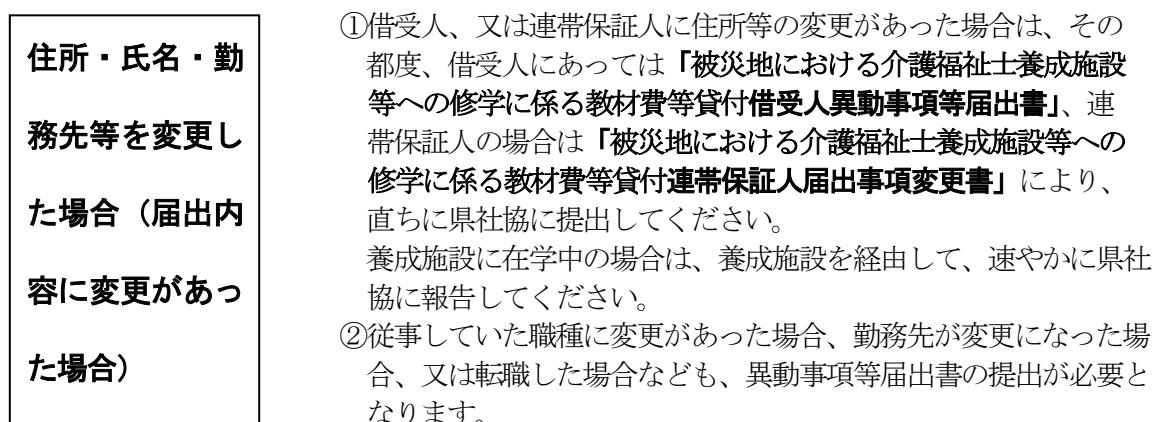


(4) 貸付金の返還の場合

養成施設における休学・停学期間が1年を超える場合や退学となった場合、また、養成施設を卒業後、相双地域の介護保険施設等において介護の業務に従事しなかった場合には、貸付金を全額(一部免除された場合はその金額を除く。)返還していただくこととなります。



(5) その他の手続き



IV 手続きに必要な提出書類

【在学中】

(1) 必ず提出しなければならないもの

事 項	提出書類	様 式	備 考
貸付を申請するとき	貸付申請書	様式1	※貸付審査後、県社協は「被災地における介護福祉士養成施設等への修学に係る教材費等貸付（承認・不承認）決定通知書」を、推薦のあった養成施設の長を経由して申請者に通知しますので、14日以内（「貸付が決定したとき」）に必要な書類を、在学する養成施設を経由して県社協に提出してください。
	申請者の住民票抄本	市町村発行	
	貸付推薦書	様式2	
	高等学校の成績証明書	学校長発行	
	所得のある家族全員（年金所得者含む）及び連帯保証人の源泉徴収票又は課税（所得）証明書	源泉徴収票は勤務先発行、課税（所得）証明書は市町村発行	
	連帯保証人（予定者）の源泉徴収票の写し又は課税（所得）証明書	市町村発行	
※該当する方のみ	賃貸契約書の写し		
	公共交通機関の利用料を証明する書類		
貸付けが決定した時	借用証書	様式4	
	送金口座（申込・変更）申請書	様式5	
	個人情報取扱同意書（借受人及び連帯保証人）	様式6	
複数年度にまたがる貸付を受けるとき	在学届	様式7	※毎年、4月10日まで県社協に必ず提出。

(2) 貸付の決定の後、変更がある場合、または貸付が解除になった場合に提出するもの

変更事項	提出書類	様 式	備 考
住居費又は通学費の額に変更があったとき	貸付額変更申請書	様式20	
養成施設に修学している者及び連帯保証人の住所・氏名・勤務先等の変更	借受人異動事項等届出書	様式15	
	連帯保証人届出事項変更書	様式19	
休学・復学したとき	貸付停止・再開・辞退届（休学・停学・退学・復学等）	様式16	貸付を停止します
			貸付を再開します
退学したとき 貸付を辞退するとき 貸付解除となったとき	貸付停止・再開・辞退届（休学・停学・退学・復学等）	様式16	返還開始通知書を送付しますので、返還計画に基づき、返還していただきます。
	返還届	様式13	
死亡したとき	借受人異動事項等届出書	様式15	※死亡診断書等、事実を確認できる書類を添付して県社協に直ちに届出してください。
	返還届	様式13	

【卒業後】

(1) 必ず提出しなければならないもの

事 項	提出書類	様 式	備 考
卒業（貸付修了）したとき及び就職したとき	卒業届 (就職内定通知等を添付)	様式 17	卒業したときから 14 日以内に県社協に提出
	資格取得届	様式 18	介護福祉士の登録証の写しを添付
	業務従事届	様式 9	職場の公印が必要
氏名・住所・勤務先（連帯保証人を含む）等の変更があったとき	借受人異動事項等届出書	様式 15	借受人に変更事項が生じた場合
	連帯保証人届出事項変更書	様式 19	連帯保証人の届出事項に変更が生じた場合

(2) 返還猶予を希望する場合に提出するもの

事 項	提出書類	様 式	備 考
相双地域の介護保険施設等において介護の業務に従事したとき	業務従事届	様式 9	返還猶予期間中は毎年 4 月 10 日までに提出
	返還猶予申請書	様式 8	就職（勤務開始）の年月日を必ず記入してください。
災害・疾病等により業務に従事できないとき	返還猶予申請書	様式 8	医師の診断書、罹災証明書等を添付してください。
介護福祉士の資格取得ができなかった、国家試験に合格できなかったとき	返還猶予申請書	様式 8	次年度の国家試験の受験意思が確認できれば返還猶予される場合があります。
	国家試験結果通知書の写し		

(3) 返還猶予の事由に変更があった場合、または返還免除申請に提出するもの

事 項	提出書類	様 式	備 考
業務従事先を変更したとき (職場を変更したとき、人事異動で職場が変わったとき)	借受人異動事項等届出書	様式 15	
	業務従事届（新しい勤務先の勤務状況）	様式 9	新しい勤務先から、証明してもらいます。
業務従事中に疾病または都合により、業務に従事できなくなったり（または一部免除の申請をするとき）	返還免除申請書	様式 11	貸付金の貸付期間以上、相双地域の介護保険施設等で介護の業務に従事した場合のみ、返還債務の一部が免除になる場合があります。
	業務従事届	様式 9	
貸付条件に定める業務に、一定期間以上勤務したとき（貸付金の返還免除に該当する場合）	返還免除申請書	様式 11	貸付金返還免除が決定されると、「返還免除申請結果通知書」（様式 12）を送付します。
	業務従事届	様式 9	

【貸付金の貸付条件に反した場合】

〈返還に至った場合、提出するもの〉

事 項	提出書類	様 式	備 考
返還しなければならない事項に該当	返還届	様式13	事実の発生した年月日を記入し速やかに提出。
返還通知書受理後	預金口座振替依頼書		<p>○様式は本会から送付しますので、必要事項の記入及び金融機関への届出印を押印し、速やかに県社協に提出。 (※月賦による場合のみ。)</p> <p>○「一括返還」となる場合は、県社協の指定する金融機関の口座に送金願います。</p>

資料

(1) 被災地における介護福祉士養成施設等への修学に係る教材費等

貸付実施要領

(2) 様式集

（1）被災地における介護福祉士養成施設等への修学に係る教材費等 貸付実施要領

（目的）

第1 この実施要領は、東日本大震災により特に甚大な被害を受けた福島県相双地域において従事する介護人材不足に対応するため、社会福祉法人福島県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が実施する被災地における介護福祉士養成施設等への修学に係る教材費及び住居費又は通学費（以下「教材費等」という。）の適正な貸付業務に資するために必要な事項を定める。

（定義）

第2 この実施要領において「介護保険施設等」とは、介護保険法に規定する介護保険施設、（介護予防）居宅サービス事業所、（介護予防）地域密着型サービス事業所、老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する老人福祉施設その他県社協会長が適当と認める事業所をいう。

2 介護福祉士養成施設等（以下「養成施設」という。）とは、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）第40条第2項第1号から第3号までの規定に基づき、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事が指定した介護福祉士養成施設をいう。

（実施主体）

第3 この教材費等の貸付は、県社協が実施する。

2 県社協は、教材費等の貸付事務を処理するにあたり、第2により規定する介護保険施設等と緊密な連携を図るよう努める。

（貸付対象者）

第4 教材費等の貸付の対象者は、養成施設に在学又は進学し、卒業後、相双地域（相馬市、南相馬市、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯館村）に所在する介護保険施設等で、介護業務（昭和63年2月12日付け社庶第29号厚生省社会局長・児童家庭局長連名通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」の別添2の介護等の業務の範囲に定める職種の業務とする。）に従事しようとする者であって、次の(1)及び(2)の要件を満たす者とする。

- (1) 介護福祉士養成施設に入学する3ヶ月前の時点において相双地域に居住している者
- (2) 養成施設を卒業後、相双地域に所在する介護保険施設等において、介護業務に従事する意欲があり、介護福祉士資格取得に向けた向学心があると認められる者

（貸付対象者の推薦及び募集人数）

第5 教材費等の貸付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、在学する養成施設の長からの推薦を要するものとし、予算の範囲内において募集する。

（貸付回数及び貸付額）

第6 貸付回数は1人当たり1回限りとし、教材費等の貸付額は以下のとおりとし、(2)又は(3)のいずれか一方を貸付ける。

(1) 教材費

初回の貸付時に限り、勉学及び実習の教材費として120,000円以内（実費相当）を貸付することができる。

(2) 住居費

相双地域に住所を有する者で、福島県内外の養成施設への通学が困難な者に対し、家賃相当分として月額36,000円以内を貸付することができる。

(3) 通学費

相双地域に住所を有する者が、福島県内外の養成施設に通学するための公共交通機関の通学定期代として、その実費を貸付することができる。

(貸付期間)

第7 教材費等の貸付期間は、養成施設に在学する正規の修学期間とする。ただし、養成施設に在学する者であって、本人の病気等の真にやむを得ない事情によって留年した場合は、貸付期間に含めることができる。

(貸付方法及び利子)

第8 教材費等の貸付けは、県社協会長と第4による貸付対象者との契約により貸付ける。

2 教材費等の貸付利子は、無利子とする。ただし、教材費等の貸付を受けた者（以下「借受人」という。）が正当な理由がなく教材費等を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、延滞利子を徴収する。

(貸付の申請)

第9 申請者は、次の書類を在学する養成施設の長を経由して県社協会長に提出する。養成施設の長は、別に定める期日までに被災地における介護福祉士養成施設等への修学に係る教材費等貸付推薦書（様式2）を添えて県社協会長に提出する。

（1）被災地における介護福祉士養成施設等への修学に係る教材費等貸付申請書（様式1）

（2）申請者の住民票抄本（発行後3か月以内）

（3）被災地における介護福祉士養成施設等への修学に係る教材費等貸付推薦書（様式2）

（4）高等学校の成績証明書

（5）所得のある家族全員（年金所得者含む）の源泉徴収票の写し又は課税（所得）証明書

（6）連帯保証人（予定者）の源泉徴収票の写し又は課税（所得）証明書

※以下、該当する者のみ

（7）住居の借入に関する賃貸契約書の写し

（8）通学のための6か月ごとの公共交通機関の利用料を証明する書類

2 複数年度にわたり教材費等の貸付を受けようとする申請者は、貸付初年度を除き毎年度4月10日まで（休日・祝日の場合はその翌日まで）に養成施設の長が証明する在学届（様式7）を県社協会長に提出する。

(連帯保証人)

第10 貸付申請者は、連帯保証人を立てなければならない。連帯保証人は、独立の生計を営む成年者とし、貸付申請者と連帯して貸付金の返還債務を負担する。

ただし、貸付申請者が未成年者である場合には、原則として連帯保証人は法定代理人とする。

2 前項の法定代理人がその債務を負担できないときは、債務を連帯して負担できる者を連帯保証人として立てる。

(審査及び決定)

第11 県社協会長は、申請者から提出のあった書類及び養成施設の長からの推薦書等を審査し、貸付の可否を決定する。

2 県社協会長は、前項による審査の結果を被災地における介護福祉士養成施設等への修学に係る教材費等貸付（承認・不承認）決定通知書（様式3）により、推薦のあった養成施設を経由して、申請者に通知する。

(貸付に係る契約等)

第12 教材費等の貸付決定の通知を受けた申請者は、通知のあった日から起算して14日以内に、養成施設を経由して県社協会長に次の書類を提出する。

(1) 被災地における介護福祉士養成施設等への修学に係る教材費等貸付借用証書（様式4）
1部

(2) 被災地における介護福祉士養成施設等への修学に係る教材費等貸付送金口座（申込・
変更）申請書（様式5）

(3) 被災地における介護福祉士養成施設等への修学に係る教材費等貸付個人情報の取扱に
関する同意書（様式6）（借受人と連帯保証人各1部）

2 前項による期間内に書類の提出がない場合は、教材費等の貸付を辞退したものとみな
す。

（教材費等の交付）

第13 県社協会長は、第12により書類を受理したときは、当該貸付決定に係る教材費等を交
付する。

2 教材費等は、被災地における介護福祉士養成施設等への修学に係る教材費等貸付送金口座
(申込・変更)申請書（様式5）により申出があった口座に送金する。

3 教材費については、養成施設入学後、第1回目の送金と併せて交付する。

4 住居費又は通学費の交付時期は、4月に前期分として4月から9月までの資金を、9月に
後期分として10月から翌年3月までの資金を、それぞれ当該月の15日に送金し、送金日
が金融機関の休業日のときは翌営業日に送金する。

ただし、養成施設入学した当初の交付時期は、契約締結後とする。

（貸付の休止及び貸付契約の解除）

第14 県社協会長は、借受人が休学又は停学の処分を受けたときは、休学又は停学の処分を受
けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月の分まで教材費等の貸付は行わない。

この場合、これらの月の分として既に貸付された教材費等があるときは、その教材費等は、
借受人が復学した日の属する月の翌月以後の分として貸付されたものとみなす。

2 県社協会長は、借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、当該借受人の貸付契約
を解除する。

(1) 養成施設を退学したとき。

(2) 心身の故障のため修学を継続する見込がなくなったと認められるとき。

(3) 学業成績が著しく不良になったと認められるとき。

(4) 休学又は停学の期間が1年を超えるとき。

(5) 虚偽その他不正な方法により貸付を受けたことが明らかになったとき。

(6) 死亡したとき。

(7) その他貸付の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

3 県社協会長は、借受人が貸付を辞退し、貸付契約の解除を申し出たときは、その契約を解
除する。

（返還債務の履行猶予）

第15 県社協会長は、借受人が第14の2及び3により貸付契約を解除された後も、引き続き
貸付決定時に在学していた養成施設に在学しているときは、貸付金に係る返還の債務を猶予
することができる。

2 県社協会長は、借受人が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号の事由が継続し
ている期間、履行期限の到来していない貸付金に係る返還債務の履行を猶予することができ
る。

(1) 相双地域の介護保険施設等において返還免除対象業務に従事しているとき。

(2) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。

（返還猶予の申請等）

第16 借受人は、第15に該当するに至ったときは、速やかに次の書類を県社協会長に提出しなければならない。

ただし、借受人が未成年のときは連帯保証人、成人にあっては県社協会長が認めた者の代理申請等を認める。

(1)被災地における介護福祉士養成施設等への修学に係る教材費等貸付返還猶予申請書(様式8)

(2)返還免除対象業務に従事したとき及びその業務を継続している場合は、業務従事届(様式9)

(3)その他やむを得ない事由の場合は、その事由が確認できる書類

2 県社協会長は、前項による猶予の申請があったときは、審査の上、被災地における介護福祉士養成施設等への修学に係る教材費等貸付返還猶予申請結果通知書(様式10)により、その結果を借受人に通知する。

(返還債務の免除)

第17 県社協会長は、借受人が養成施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録を行い、相双地域の介護保険施設等に就職し、介護業務に一定期間従事した場合には(1)、(2)に定めるところにより貸付した教材費等の返還を免除する。

ただし、従事する法人の人事異動等により、借受人の意思によらず、対象地域以外の地域において介護業務に従事した期間については、介護業務に従事した期間に算入する。

(1)教材費

相双地域の介護保険施設等において介護業務に3年間従事した場合に返還を免除する。

(2)住居費又は通学費

相双地域の介護保険施設等において、住居費又は通学費の貸付額に応じて以下の期間について介護業務に従事した場合に返還を免除する。

・貸付額が300,000円以下の者 1年間(全額返還免除)

・貸付額が300,000円超える者 1年間(30万円)

2年間(30万円)

3年間(貸付総額から60万円を控除した額)

2 前項に規定する業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡又は業務に起因する心身の故障のため返還免除対象業務に継続して従事することができなくなったとき。

3 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により国家試験を受験できなかった場合又は国家試験に合格できなかった場合、第1項の「養成施設を卒業した日」を、「国家試験に合格した日」と読み替える。

4 県社協会長は、借受人が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、貸付金(既に返還を受けた金額を除く。)に係る返還債務を当該各号に定める範囲内において免除できる。

(1)死亡又は障害により貸付を受けた貸付金を返還することができなくなったときは、返還債務の額の全部又は一部。

(2)長期間所在不明となっている場合等、貸付金を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したときは、返還債務の額の全部又は一部。

(3)相双地域において教材費等の貸付を受けた期間以上、返還免除対象業務に従事したときは、返還債務の額の一部。

ただし、本人の責による事由により免職された者、特別の事情がなく恣意的に退職した者などには、適用しない。

5 前項の(1)及び(2)については、相続人又は連帯保証人に請求を行っても返還が困難であるなど、真にやむを得ない場合に限り、個別に適用する。

6 第4項による免除できる額は、返還免除対象業務に従事した月数を24月数で除して得た数値(この数値が1を超えるときは、1とする。)を返還債務の額に乗じて得た額とする。

(返還債務の免除申請等)

第18 借受人は、第17に該当するに至ったときは、速やかに次の書類を県社協会長に提出しなければならない。ただし、借受人が未成年のときは連帯保証人、成人にあっては県社協会長が認めた者の代理申請等を認める。

- (1) 被災地における介護福祉士養成施設等への修学に係る教材費等貸付返還免除申請書
(様式11)
 - (2) 業務従事届(様式9)
 - (3) その他の事由の場合は、その事由が確認できる書類
- 2 県社協会長は、前項による免除の申請があったときは、県知事に協議し、被災地における介護福祉士養成施設等への修学に係る教材費等貸付返還免除申請結果通知書(様式14)により、その結果を借受人に通知する。

(業務従事期間の計算)

第19 教材費等の返還猶予及び返還免除期間の算定の基礎となる業務従事期間の計算は、返還免除対象業務に従事した日から業務に従事しなくなった日の前日までの期間による。

ただし、災害、本人の疾病・負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかつた期間は、当該業務従事期間には参入しない。

(返還)

第20 借受人が、次の各号のいずれかに該当する場合には、貸付金を一括又は月賦による均等払(端数が生じる場合は初回の返還金に上乗せする。)により返還しなければならない。

- (1) 教材費等の貸付契約が解除されたとき。
 - (2) 相双地域の介護保険施設等において介護業務に従事しなかつたとき又は返還債務が免除となる業務従事期間を満たさず離職したとき。
 - (3) 業務外の事由により死亡又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。
- 2 前項に規定する月賦による返還ができる場合は、返還免除対象業務に従事した場合であつて、前項の当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から、県社協会長が定める期間内に返還しなければならない。ただし、3年を上限とする。
- 3 第1項のほか、虚偽その他不正な方法により貸付を受けたことが明らかになったときは、貸付を受けた教材費等を県社協会長が指定する期日までに一括返還しなければならない。
- 4 借受人は、第1項に該当するに至ったときは、その事由が生じた日から14日以内に被災地における介護福祉士養成施設等への修学に係る教材費等貸付返還届(様式13)を県社協会長に提出しなければならない。
- 5 県社協会長は、前項の返還届に基づき、被災地における介護福祉士養成施設等への修学に係る教材費等貸付返還通知書(様式14)により当該借受人及び連帯保証人に通知する。

(延滞利子)

第21 県社協会長は、借受人が正当な理由がなく貸付金を返還しなければならない日までにこれを返還しなかつたときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額に付き年3パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収する。

ただし、当該延滞利子が、払込の請求及び督促を行うための経費等これを徴収するのに要する費用に満たない少額なものと認められるときは、当該延滞利子を債権として調停しないことができる。

- 2 前項に規定する延滞利子の計算については、年365日として計算するものとする。
- 3 計算した延滞利子の額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

(届出義務)

第22 借受人は、貸付金の返還が終わるまで又は返還債務の免除が行われるまでの期間、次に掲げる事由が発生したときは、所定の様式により、直ちに県社協会長に届け出しなければならない。

- (1) 借受人の住所、氏名、勤務先、その他重要な事項に変更があったとき。(様式15)

(2) 借受人が修学又は業務に堪えない程度の心身の故障を生じたとき。(事実を証明する書類)

(3) 借受人が休学、停学、復学、転学又は退学したとき。(様式 16)

(4) 借受人が心身の故障のため、修学を継続する見込みがなくなったとき。
(様式 16)

(5) 貸付を辞退するとき。(様式 16)

(6) 借受人が卒業したとき。(様式 17)

(7) 借受人が介護福祉士の登録簿に登録したとき。(様式 18)

(8) 借受人が返還免除対象業務に従事したとき。(様式 9)

(9) 借受人が退職したとき。(様式 15)

(10) 連帯保証人の氏名、住所、職業、その他の重要な事項に変更があったとき。
(様式 19)

(11) 住居費又は通学費の額に変更があったとき。(様式 20)

2 借受人が死亡したときは、その親族又は連帯保証人は、被災地における介護福祉士養成施設等への修学に係る教材費等貸付借受人異動事項等届出書(様式 15)に事実を証明する書類を添えて直ちに県社協会長に届け出しなければならない。

(その他)

第23 県社協会長は、この要領に定める事項のほか、必要があるときは、借受人に対し、教材費等の貸付目的を達成するために必要な書類の提出又は報告を求めることができるものとする。

附 則

この要領は、令和3年9月9日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

<別表>

被災地における介護福祉士養成施設等への修学に係る教材費等貸付
返還免除に係る対象業務

1 相双地域において介護保険施設等で介護の業務に従事すること

- (1) 昭和63年2月12日社庶第29号厚生省社会局長・児童家庭局長連名通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」の別添2の介護等の業務の範囲に定める職種。
(例) 老人デイサービスセンター・特別養護老人ホームの介護職員、指定居宅サービスの訪問介護員、身体障害者更生施設における介護職員 等
- (2) 昭和63年2月12日社庶第29号厚生省社会局長・児童家庭局長連名通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」の別添2に定める当該施設の長。

(2) 【様式集】

貸付金に関する以下の書類様式は次ページ以降にありますので、必要なものを
コピーしてお使いください。

注) ※印のある様式については、本会が発行するものです。

<様式一覧>

- 様式 1 被災地における介護福祉士養成施設等への修学に係る教材費等貸付申請書
- 様式 2 被災地における介護福祉士養成施設等への修学に係る教材費等貸付推薦書
- ※様式 3 被災地における介護福祉士養成施設等への修学に係る教材費等貸付
(承認・不承認) 決定通知書
- ※様式 4 被災地における介護福祉士養成施設等への修学に係る教材費等貸付借用証書
- ※様式 4-1 被災地における介護福祉士養成施設等への修学に係る教材費等貸付変更借用証書
- ※様式 5 被災地における介護福祉士養成施設等への修学に係る教材費等貸付送金口座
(申込・変更) 申請書
- ※様式 6 被災地における介護福祉士養成施設等への修学に係る教材費等貸付個人情報の取扱に関する同意書
- 様式 7 在学届
- 様式 8 被災地における介護福祉士養成施設等への修学に係る教材費等貸付返還猶予申請書
- 様式 9 業務従事届
- ※様式 10 被災地における介護福祉士養成施設等への修学に係る教材費等貸付返還猶予申請結果通知書
- 様式 11 被災地における介護福祉士養成施設等への修学に係る教材費等貸付返還免除申請書
- ※様式 12 被災地における介護福祉士養成施設等への修学に係る教材費等貸付返還免除申請結果通知書
- 様式 13 被災地における介護福祉士養成施設等への修学に係る教材費等貸付返還届
- ※様式 14 被災地における介護福祉士養成施設等への修学に係る教材費等貸付返還通知書
- 様式 15 被災地における介護福祉士養成施設等への修学に係る教材費等貸付借受人異動事項等届出書
- 様式 16 被災地における介護福祉士養成施設等への修学に係る教材費等貸付停止・再開・辞退届(休学・停学・退学・復学等)
- 様式 17 卒業届
- 様式 18 資格取得届
- 様式 19 被災地における介護福祉士養成施設等への修学に係る教材費等貸付連帯保証人届出事項変更書
- 様式 20 被災地における介護福祉士養成施設等への修学に係る教材費等貸付額変更申請書

(様式 1)

被災地における介護福祉士養成施設等への修学に係る 教材費等貸付申請書

年　月　日

社会福祉法人福島県社会福祉協議会長 様

「被災地における介護福祉士養成施設等への修学に係る教材費等貸付実施要領」の規定により、教材費等の貸付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

※印の欄には、記入しないでください。

貸付希望種別	介護福祉士	※借受人番号				
		※貸付年月日	年　月　日			
養成施設	施設名 :					
	()年課程の()学年 在学中		在学期間	年　月～　年　月迄		
フリガナ						
申請者氏名	印					
生年月日	年　月　日 (満　歳)					
住所 (住民票)	〒					
現住所	〒					
本籍地						
電話			携帯電話			
借用希望 期間・金額	年　月　日　から　　年　月　日　まで			(　月間) ※養成施設の正規の在学期間のみ		
	①教材費 _____ 円 (テキスト代等)					
	②住居費 _____ 円 (内訳) 月額　　円×　月					
	③通学費 _____ 円 (県内外の養成施設への通学費)					
	合 計	(①+②+③) _____ 円				
他の貸付金の借 入状況	ア. 借入れている			イ. 借入れていない		
	※他の貸付金を 借入れている場合			名称 金額 借入期間　　年　月～　年　月 借入状況　　借入中　　返済中　　猶予 (据置) 中		
	第一希望					
第二希望						

生計を一つにす る家族状況	氏名	続柄	年齢	同居・別居	勤務先・学校名等
		申請者			
				同居・別居	

※学校は、「公立又は私立」の別を明記してください。

連 帯 保 証 人(予 定 者)			
フリガナ		生年月日	年 月 日 (満 歳)
氏名		家族数	人
申請者との 関係			
現住所	〒		
電話番号		携帯電話	
勤務先名			
雇用形態	正規職員 ・ 臨時職員 ・ パート ・ その他 ()		
職種		月収(税込)	円
勤務先住所等	〒 電話 ()	勤務年数	年

<添付書類>

- ※必須
- 1 申請者の住民票抄本(発行後3か月以内)
 - 2 養成施設長の推薦書(様式2)
 - 3 高等学校の成績証明書
 - 4 所得のある家族全員(年金所得者含む)の源泉徴収票の写し又は課税(所得)証明書
 - 5 連帯保証人(予定者)の源泉徴収票の写し又は課税(所得)証明書

※連帯保証人(予定者)が申請者の家族である場合は、上記4に替えるものとする。

- ※該当者のみ
- 6 「住居費」の借入申込には、住居の借入に関する「賃貸契約書」の写し
 - 7 「通学費」の借入申込には、通学のための6か月ごとの公共交通機関の利用料を証明する書類

※この申請書及び関係書類は、申請者が在学している養成施設に提出してください。

※提出された書類は返還いたしませんので、預めご了承ください。

(様式2)

被災地における介護福祉士養成施設等への修学に係る 教材費等貸付推薦書

年　月　日

社会福祉法人福島県社会福祉協議会長 様

養成施設の所在地

電話番号

養成施設の名称

養成施設の長の職及び氏名

印

下記の者は、被災地における介護福祉士養成施設等への修学に係る教材費等貸付実施要領の規定に基づき、教材費等の貸付けを受ける者として適当であると認められるので、推薦いたします。

種 別	介護福祉士
入学年月日及び学年	年　月　日入学 第　　学年
養成施設の修学期間	
借入申込者氏名	
所 見	<p>※人物・学業成績等の所見に加え、卒業後、介護福祉士として、福島県相双地域で介護業務に従事する意思を有していることを確認し、その旨を記入してください。</p> <p>※「学業成績」は、高校の成績証明書を添付してください。</p>
推薦順位	位／人中 ※推薦人数に対して

(様式3)

福社協発第号
年月日

様

社会福祉法人
福島県社会福祉協議会長

**被災地における介護福祉士養成施設等への修学に係る
教材費等貸付（承認・不承認）決定通知書**

このたび申し込みがありました、教材費等の貸付金については、下記のとおり決定されましたので、通知します。

記

1 選考結果 貸付を承認します ・ 貸付を不承認とします

2 教材費等の貸付を承認された方へ（以下は、貸付を承認した場合のみ記載）

申請のあった教材費等の貸付は、下記のとおり承認されましたので確認してください。

なお、この決定通知の日より起算して14日以内に、下記の書類を在学する養成施設を通して本会まで提出してください。期限までに提出がない場合は、貸付を辞退したものとみなします。借受人番号は今後必要となりますので、本決定書は大切に保管してください。

借受人番号	
借受人氏名	
貸付金額	<p>①教材費： 円（初回貸付時に交付） ②住居費： 円 月額 円× 月分（ 年 月～ 年 月） ③通学費： 円 定期代：6か月分 円× 回分（ 年 月～ 年 月） 貸付決定金額合計 円（①+②+③）</p>
貸付期間	年 月～ 年 月まで
提出書類 (決定通知の日から起算して14日以内に在学する養成施設を経由して提出)	<p>①被災地における介護福祉士養成施設等への修学に係る教材費等貸付借用誓約書（1部） ②印鑑証明書（1部）※連帯保証人のもの1部 ③被災地における介護福祉士養成施設等への修学に係る教材費等貸付送金口座（申込・変更）申請書（1部） ④被災地における介護福祉士養成施設等への修学に係る教材費等貸付個人情報の取扱に関する同意書（借受人及び連帯保証人のもの各1部）</p>

3 書類の提出先（在学する養成施設を通して）

「福島県社会福祉協議会 福祉サービス支援室」

〒960-8141 福島市渡利字七社宮111 電話 024-523-1256

収入印紙
400 円～
1,000 円

消印
(借受人及
び保証人)

(様式 4)

被災地における介護福祉士養成施設等への修学に係る 教材費等貸付借用証書

年 月 日

社会福祉法人福島県社会福祉協議会長 様

私は、教材費等貸付金の借受人として、被災地における介護福祉士養成施設等への修学に係る教材費等貸付実施要領に従い、介護福祉士の資格を取得し、相双地域の介護保険福祉施設で介護の業務に従事することを誓約します。

上記の誓約に反した事項が発生したときは、貸付を受けた教材費等を返還します。

借受人番号			
借受人の住所 (日常の連絡先)	〒 -	電話番号	
フリガナ	生年月日		
氏名	印	年 月 日	(歳)
貸付金額	①教材費 : 円 (初回貸付時に交付)		
	②住居費 : 円 月額 円 × 月分 (年 月 ~ 年 月)		
	③通学費 : 円 定期代: 6か月分 円 × 回分 (年 月 ~ 年 月)		
	貸付決定金額合計 円 (①+②+③)		
貸付期間	年 月	～	年 月まで

私は、借受人に上記のとおり履行させるとともに、借受人が貸付条件を履行しない場合は、その債務の一切を負担し弁済することを確約します。

(連帯保証人) 住 所

氏 名

実印

- (備考) 1 連帯保証人は、申請書に記載された方と同一の方となります。
2 借受人は「認印」、連帯保証人は「実印」を押印し、印鑑証明書（発行後3か月以内もの）を添付してください。

- 1 この教材費等貸付金は、「被災地における介護福祉士養成施設等への修学に係る教材費等貸付実施要領」に記載された事項を厳守し、使用すること。
- 2 借受人は、返還免除対象業務に従事中は、毎年4月10日までに「業務従事届」（様式9）を「福島県社会福祉協議会」に提出すること。
- 3 借受人及び連帯保証人は、貸付けた教材費等の返還が終わるまで、又は返還債務の免除が行われるまでの期間、次の事項が生じたときは直ちに所定の様式を使用し「福島県社会福祉協議会」に届け出ること。
 - (1) 借受人の住所、氏名、勤務先、その他重要な事項に変更があったとき。（様式15）
 - (2) 借受人が修学又は業務に堪えない程度の心身の故障を生じたとき。（事実を証明する書類）
 - (3) 借受人が休学、停学、復学、転学又は退学したとき。（様式16）
 - (4) 借受人が心身の故障のため、修学を継続する見込みがなくなったとき。（様式16）
 - (5) 貸付を辞退するとき。（様式16）
 - (6) 借受人が卒業したとき。（様式17）
 - (7) 借受人が介護福祉士の登録簿に登録したとき。（様式18）
 - (8) 借受人が返還免除対象業務に従事したとき。（様式9）
 - (9) 借受人が退職したとき。（様式15）
 - (10) 連帯保証人の氏名、住所、職業、その他の重要な事項に変更があったとき。
（様式19）
 - (11) 住居費又は通学費の額に変更があったとき。（様式20）
- 4 教材費等貸付金は、あなたへの「貸付」です。貸付条件を厳守してください。これを守らない以下の場合は、貸付けた教材費等は一括返還となります。
 - (1) 養成施設を退学したとき。
 - (2) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったと認められるとき。
 - (3) 学業成績が著しく不良になったと認められるとき。
 - (4) 休学又は停学の期間が1年を超えるとき。
 - (5) 虚偽その他不正な方法により貸付を受けたことが明らかになったとき。
 - (6) 死亡したとき。
 - (7) その他貸付の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。
- 5 教材費等貸付金が返還となり、定められた期限までに返還しない場合は、返還すべき額に付き年3%の延滞利子を徴収します。
また、連帯保証人は、これらの債務を連帯して負うため、福島県社会福祉協議会から請求された場合は、異議を申し立てられません。

(様式 4-1)

被災地における介護福祉士養成施設等への修学に係る

教材費等貸付変更借用証書

年 月 日

社会福祉法人福島県社会福祉協議会長 様

私は、教材費等貸与金の借受人として、被災地における介護福祉士養成施設等への修学に係る教材費等貸付実施要領に従い、介護福祉士の資格を取得し、相双地域の介護保険福祉施設で介護の業務に従事することを誓約します。

上記の誓約に反した事項が発生したときは、貸付を受けた教材費等貸付金を返還します。

借受人番号							
借受人の住所 (日常の連絡先)	〒 -		電話番号				
フリガナ	生年月日						
氏名	印		年 月 日 (歳)				
変更前の 貸付金額	<p>①教材費 : 円 (初回貸付時に交付)</p>						
	<p>②住居費 : 円 月額 円 × 月分 (年 月 ~ 年 月)</p>						
	<p>③通学費 : 円 定期代 : 6か月分 円 × 回分 (年 月 ~ 年 月)</p>						
変更後の 貸付金額	<p>④住居費 : 円 (※1 貸付済額) 月額 円 × 月分 (年 月 ~ 年 月)</p>						
	<p>⑤住居費 : 円 (※2 変更後、未貸付額) 月額 円 × 月分 (年 月 ~ 年 月)</p>						
	<p>⑥通学費 : 円 (※3 貸付済額) 定期代 : 6か月分 円 × 回分 (年 月 ~ 年 月)</p>						
	<p>⑦通学費 : 円 (※4 変更後、未貸付額) 定期代 : 6か月分 円 × 回分 (年 月 ~ 年 月)</p>						
	変更貸付決定金額合計 円 (①+④+⑤+⑥+⑦)						
貸付期間	年 月 ~ 年 月まで						

私は、借受人に上記のとおり履行させるとともに、借受人が貸付条件を履行しない場合は、その債務の一切を負担し弁済することを確約します。

(連帯保証人) 住 所

氏 名

実印

- 1 この教材費等貸付金は、「被災地における介護福祉士養成施設等への修学に係る教材費等貸付実施要領」に記載された事項を厳守し、使用すること。
- 2 借受人は、返還免除対象業務に従事中は、毎年4月10日までに「業務従事届」（様式9）を「福島県社会福祉協議会」に提出すること。
- 3 借受人及び連帯保証人は、貸付けた教材費等の返還が終わるまで、又は返還債務の免除が行われるまでの期間、次の事項が生じたときは直ちに所定の様式を使用し「福島県社会福祉協議会」に届け出ること。
 - (1) 借受人の住所、氏名、勤務先、その他重要な事項に変更があったとき。（様式15）
 - (2) 借受人が修学又は業務に堪えない程度の心身の故障を生じたとき。（事実を証明する書類）
 - (3) 借受人が休学、停学、復学、転学又は退学したとき。（様式16）
 - (4) 借受人が心身の故障のため、修学を継続する見込みがなくなったとき。（様式16）
 - (5) 貸付を辞退するとき。（様式16）
 - (6) 借受人が卒業したとき。（様式17）
 - (7) 借受人が介護福祉士の登録簿に登録したとき。（様式18）
 - (8) 借受人が返還免除対象業務に従事したとき。（様式9）
 - (9) 借受人が退職したとき。（様式15）
 - (10) 連帯保証人の氏名、住所、職業、その他の重要な事項に変更があったとき。
（様式19）
 - (11) 住居費又は通学費の額に変更があったとき。（様式20）
- 4 教材費等貸付金は、あなたへの「貸付」です。貸付条件を厳守してください。これを守らない以下の場合は、貸付けた教材費等は一括返還となります。
 - (1) 養成施設を退学したとき。
 - (2) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったと認められるとき。
 - (3) 学業成績が著しく不良になったと認められるとき。
 - (4) 休学又は停学の期間が1年を超えるとき。
 - (5) 虚偽その他不正な方法により貸付を受けたことが明らかになったとき。
 - (6) 死亡したとき。
 - (7) その他貸付の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。
- 5 教材費等貸付金が返還となり、定められた期限までに返還しない場合は、返還すべき額に付き年3%の延滞利子を徴収します。
また、連帯保証人は、これらの債務を連帯して負うため、福島県社会福祉協議会から請求された場合は、異議を申し立てられません。

(様式 5)

被災地における介護福祉士養成施設等への修学に係る 教材費等貸付送金口座（申込・変更）申請書

年　月　日

社会福祉法人福島県社会福祉協議会長様

借受人番号			
申出の事由	1:新規　　2:口座の変更　　3:その他()		
住所	〒 -		
フリガナ			生年月日
氏名	印	年　月　日(　歳)	

私は、次のとおり奨学金の送金口座を（申し出・変更を申し出）ます。

【ゆうちょ銀行以外の金融機関】

振込先	(金融機関等の名称)		(支店名称)	
	口座の種類	1:普通預金		2:当座預金
口座番号 (左づめ)				
口座名義	フリガナ-----			

【ゆうちょ銀行】

振込先	(金融機関等の名称)		(店名称) ※漢数字で記入		
	ゆうちょ銀行				店
	口座の種類	1:普通預金(総合口座・通常預金)			2:貯蓄預金(通常貯蓄預金)
口座番号 (左づめ)					
口座名義	フリガナ-----				

注) 口座名義は原則借受人名義とする。

通帳のコピー(名称・支店名・口座番号・名義等が記載されている部分)を添付すること。

被災地における介護福祉士養成施設等への修学に係る教材費等貸付

個人情報の取扱に関する同意書

社会福祉法人福島県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が実施する「被災地における介護福祉士養成施設等への修学に係る教材費等貸付」（以下「教材費等」という。）における個人情報の取扱については、「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」（平成 28 年 11 月、個人情報保護委員会）に基づいて、「福島県社会福祉協議会個人情報保護規程」及び「福島県社会福祉協議会におけるコンピュータ情報システムの運用管理に関する規程」により運用します。

記

1. 個人情報の利用目的

教材費等の適正、かつ、円滑な運用を図るため、修学の状況及び学業の状況、介護福祉士の資格の取得状況、就労の状況のほか、生活状況を含めた所在状況を把握するため、個人情報を取得し、利用します。

2. 個人情報の利用

教材費等の貸付に係る事務を掌るため、上記 1 の範囲内で県社協の担当職員が利用することを原則とします。ただし、事業の目的を達成するために必要な範囲内において、第三者に対して個人情報を提供し、第三者から個人情報を取得し、また、第三者との間で個人情報を共有することがあります。

(1) 高等学校又は介護福祉士指定養成施設等

貸付の申込・決定、返還猶予・免除等に関わる業務を遂行するため、借受人（連帯保証人、家族、その他の関係者を含みます。以下、同じ。）の情報全般について提供します。

(2) 他の都道府県社会福祉協議会

重複貸付や不正借受防止のため、本県以外の都道府県へ転出・転入した借受人の情報及び県外に居住している関係者の情報について提供し、提供を受けます。

(3) 市区町村行政等の機関

居住地等の事実確認のために、借受人等の情報について住所地・居住地の市区町村へ提供・照会することができます。また、転居した場合の事実確認などのために、転入出先の市区町村へ個人情報の提供・照会をすることがあります。

(4) 各種金融機関

教材費等の交付に関する払込、教材費等の返還に伴う口座振替において利用する金融機関に対し、個人情報の照会を行います。

(5) その他の関係機関

修学している（予定を含む）学校、又は勤務先等に対して、事実確認のために情報の提供をし、又は情報の提供を受けます。

3. 利用目的外の利用の制限

本事業を通して収集した個人情報については、上記 2 による場合を除き、あらかじめ本人の同意なく第三者への提供は行いません。

ただし、下記の例による場合など、県社協規程に基づく場合に限り、あらかじめ本人の

同意を得ることなく、第三者へ個人情報を提供することがあります。

- (1) 法令又は条例の規定に基づく場合。
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合。
- (3) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより、その事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合。

4. 個人情報の管理

- (1) 本事業利用に関わる個人情報については、書面及び情報システムにつながったコンピュータに入力し個人データとして本事業担当者の管理の下に保管・利用します。個人データについては、常に正確かつ最新の状態に保ち、漏えい、滅失、き損のないように努めます。
- (2) 個人データを管理する情報システムについては、県社協のシステム管理者が、コンピュータを使用する業務およびその業務担当者について管理しています。
また、コンピュータの保守について委託している業者との間で個人情報の保護について定めた条項を含む契約を結んでいます。
- (3) 教材費等の貸付に関わる個人情報については、教材費等の返還が完了した月が属する年度、又は免除（裁量免除を含む）を受けた年度から起算して5年が経過した時点で、破棄又は削除します。

5. 保有個人データの開示等

県社協の個人情報保護規程による保有個人データについて、その開示の申し出が書面又は口頭によりされた場合には、身分証明書等により本人であることを確認の上、開示をします。

ただし、開示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合、県社協の事業の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合には開示しません。

6. 苦情対応窓口

県社協は、個人情報の取扱いに関する苦情があったときには迅速・適切に対応します。
もし、教材費等の貸付について苦情がある場合には、下記の苦情受付担当者までお申し出ください。

(苦情受付担当者) 社会福祉法人福島県社会福祉協議会人材研修課長

(苦情解決責任者) 社会福祉法人福島県社会福祉協議会事務局長

住所 〒960-8141 福島県福島市渡利字七社宮 111 番地

電話 024-523-1256 FAX 024-521-5663

電子メール shisetsu@fukushimakenshakyo.or.jp

【同意書】 ※申請者及び連帯保証人ともに提出してください。

各項目について理解・同意いただける場合には□内にチェックを入れ、自署・押印してください。

- 私は、本書により貴会における個人情報の取扱いについて理解しました。
- 私は、教材費等の借入に伴い、申請書などの提出書類に記載した個人情報について、本書ならびに福島県社会福祉協議会の規程に基づいて取り扱われることに同意します。

年　月　日

署　名

印

(様式 7)

在 学 届

年 月 日

社会福祉法人福島県社会福祉協議会長 様

(借受人) 所 在 地

借受人番号

氏 名

印

下記のとおり在学状況を、届け出ます。

記

生徒氏名	課 程	学年	在学状況	休学・停学期間中の場合は、その開始期日又は復学期日
	介護福祉士		修学中・休学中・停学中	

注 1) 養成施設の長の証明を受けること。

注 2) 養成施設に在学中は、毎年、4月10日までに提出すること。

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

養成施設名

養成施設住所

学校・施設長名

印

(様式 8)

被災地における介護福祉士養成施設等への修学に係る 教材費等貸付返還猶予申請書

年 月 日

社会福祉法人福島県社会福祉協議会長 様

(申請者) 住 所
氏 名
電話番号

(印)

教材費等貸付金について、返還の猶予を受けたいので、次のとおり申請します。

借受人番号	借受人氏名	
借受時の 養成施設	所 在 地	
	養成施設名	
	卒業等年月	年 月 日 (卒業 ・ 中退)
借用金額	円	
借用金額の 内訳	教材費	円
	住居費	円
	通学費	円
返還猶予 申請額	円	
返還猶予 申請期間	年 月 ~ 年 月 まで (年 月間)	
申請理由 (該当項目を ○印で囲んで ください)	1 相双地域の介護施設等で介護業務に従事 2 在学中 (養成施設名 :) 3 被 災 (具体的な理由 :) 4 心身の故障 (具体的な理由 :) 5 その他 (具体的な理由 :)	
理由発生 年月日	年 月 日	

注) 申請理由が確認できる書類を添付すること。(業務従事届、在学証明、罹災証明、診断書、休職証明等)

(様式9)

業務従事届

年 月 日

社会福祉法人福島県社会福祉協議会長 様

(借受人) 住 所
氏 名
電話番号

印

下記のとおり、業務に従事（予定）していることを届出ます。

借受人番号					
住 所		〒 -			
氏 名					
業務 従事先	所在地及び 電話番号	〒 -		電話 ()	
	施設種別				
	施設名				
	職 種				
	雇用形態	<input type="checkbox"/> 常勤		<input type="checkbox"/> 非常勤	
	実働時間 実働日数	時間／週		日／月	
勤務開始（予 定）年月日又 は勤務期間	年 月 日～ 年 月 日				
勤務中断期間	年 月 日～ 年 月 日				
中断理由					

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

業務従事先の施設（所属団体）名

代表者名

公印

(様式 10)

福社協発第号
年月日

様

社会福祉法人
福島県社会福祉協議会長

被災地における介護福祉士養成施設等への修学に係る教材費等貸付

返還猶予申請結果通知書

このたび申し込みのありました教材費等貸付金の返還猶予申請については、下記のとおり決定されましたので、ご連絡します。

借受人番号		審査結果	1 決 定
借受人氏名			2 否 決
借用期間	年 月 から 年 月まで (年 月)		
返還猶予を許可する期間	年 月 から 年 月まで (年 月)		
返還猶予申請額	円		
返還猶予決定額	円		
	①資格取得 → 「資格取得届」(登録簿写しと併せて) ②年1回、本会に提出 → 「業務従事届」(毎年4月10日まで提出) ③氏名、住所等の変更 → 「被災地における介護福祉士養成施設等への修学に係る教材費等貸付借受人異動事項届出書」 ④業務従事先を変更 → 「被災地における介護福祉士養成施設等への修学に係る教材費等貸付借受人異動事項届出書」 → 「業務従事届」(新しい勤務先について) ⑤退職や一部免除申請 → 「被災地における介護福祉士養成施設等への修学に又は一定期間以上勤務 係る教材費等貸付返還免除申請書」 → 「業務従事届」		

(様式 11)

被災地における介護福祉士養成施設等への修学に係る 教材費等貸付返還免除申請書

年 月 日

社会福祉法人福島県社会福祉協議会長 様

(申請者) 住 所
氏 名
電話番号

(印)

被災地における介護福祉士養成施設等への修学に係る教材費等貸付実施要領に基づき、貸付を受けた教材費等貸付金について、返還の免除を受けたいので、次のとおり申請します。

借受人番号		借受人氏名	
借受時の 養成施設	所 在 地		
	養成施設名		
	卒業等年月	年 月 日 (卒業 ・ 中退)	
借用金額	円 (貸付を受けた総額)		
借用金額の 内訳	①教材費	円	
	②	円	
	③	円	
	合 計	円	
返還免除 申請額	円		
申請理由 (該当項目を ○印で囲んで ください)	1 相双地域の介護保険施設等で1年間、介護業務に従事した 2 相双地域の介護保険施設等で2年間、介護業務に従事した 3 相双地域の介護保険施設等で3年間、介護業務に従事した 4 心身の故障 (診断書等、その状況が確認できる書類を添付) 5 その他 (以下にその理由を記入してください。)		
勤務先及び 業務従事 状況	(勤務先名)	(業務従事状況)	
		年 月 日～ 年 月 日まで・現在	(年 月)
		年 月 日～ 年 月 日まで・現在	(年 月)
	年 月 日～ 年 月 日まで・現在	(年 月)	

注) 申請理由の1の場合は、直近の勤務先の「業務従事届」を添付すること。

(様式 12)
福社協発第 号
年 月 日

様

社会福祉法人
福島県社会福祉協議会長

被災地における介護福祉士養成施設等への修学に係る教材費等貸付

返還免除申請結果通知書

このたび申出のありました教材費等貸付金の返還免除申請については、下記のとおり決定されましたので、通知します。

借受人番号		審査結果	1 決 定
借受人氏名			2 否 決
借用期間	年 月 から 年 月まで (年 月)		
返還免除 申請額	円	返還金額	円
返還免除 決定額	円		
返還免除の 否決理由			
返還期間	年 月 日 から 年 月 日まで		
返還方法	1 月賦の場合 (月額 円) × (12 月 × 年) = 円 ※均等払により生ずる端数は初回の返還時に加算します。 2 一括返還 本会指定口座へ送金		
返還期限	月額払い ⇒ 毎月 15 日 指定口座より自動引落し 一括返還 ⇒ 年 月 日まで下記口座に送金 (送金手数料は別途負担ください。) ※金融機関が休業日にあたるときは、その翌営業日。 返還が遅延した場合は「延滞利子」(返還期限の翌日から返還の日までの 延滞日数に応じ、年 3 % の割合) を徴収します。		
送金口座	①金融機関名 ②支店名 ③預金種類 普通・当座 ④口座番号 ⑤口座名義		

(様式 13)

被災地における介護福祉士養成施設等への修学に係る 教材費等貸付返還届

年 月 日

社会福祉法人福島県社会福祉協議会長 様

(借受人) 住 所

申請者 氏 名

印

電話番号

被災地における介護福祉士養成施設等への修学に係る教材費等貸付実施要領に基づき、貸付を受けた教材費等貸付金を、下記のとおり返還します。

借受人番号		借受人氏名	
借用期間	年 月 日	年 月 日	
借用金額	円 (貸付を受けた総額)		
返還金額	円 (返還免除額) 円)		
返還方法	<p>1 月賦 (回払い) 2 一括</p> <p>※養成施設を卒業し、相双地域で介護福祉士の業務に従事した事実がある場合や、疾病等により業務に従事できなくなった場合のみ、月賦による方法の選択が可能です。</p> <p>※「月賦」による返済は、返済金額、返済回数等を予め事務局と打合せのする必要があります。</p> <p>(残額の一括返還 → 一括返還金額 円)</p>		
返還期間	年 月 日	年 月 日	
返還理由 (該当項目を ○印で囲んで ください)	<p>1 辞退・退学・進路変更</p> <p>2 介護業務に従事しなくなった</p> <p>3 相双地域以外で就労することになった</p> <p>4 業務外の事由により死亡、又は心身の故障により業務に従事できなくなった (証明する書類を添付のこと)</p> <p>5 その他 (以下に記入してください。)</p>		

注) 返還期間中に、残額を一括返還したい場合は本様式を使用し、以下のとおり記入し、一括返還したい月の 1か月前までに福島県社会福祉協議会に提出してください。
→「返還方法」の「残額の一括返還」の欄にその金額を記入し、本会所定の口座に送金してください。

(様式 14)

福社協発第号
年月日

様

社会福祉法人
福島県社会福祉協議会長

被災地における介護福祉士養成施設等への修学に係る教材費等貸付返還通知書

あなた様に貸し付けております教材費等貸付金については、下記のとおり返還となりますので、通知します。

なお、振込手数料は、別途ご負担いただくこととなります。また、返還が遅延した場合は「延滞利子」(返還期限の翌日から返還の日までの延滞日数に応じ年3%の割合。)を徴収しますので、留意してください。

借受人番号						
借受人氏名						
借用期間	年 月 から 年 月まで (年 月)					
返還免除 申請額	円					
返還免除 決定額	円					
返還期間	年 月 日 から 年 月 日まで					
返還方法	1 月賦の場合 (月額 円) × (12月× 年) = 円 ※均等払による生ずる端数は初回の返還時に加算します。 ※返還届に記載された「月賦」返還が可能な場合のみ対象。 2 一括返還 本会指定口座へ送金 (※下欄の送金口座に送金ください。)					
返還期限	1 月額払い ⇒ 毎月15日 指定口座より自動引落し (※所定の振替用紙を送付しますので、記名・押印し速やかに本会に提出してください。) 2 一括返還 ⇒ 年 月 日まで下記口座に送金してください。 ※金融機関が休業日にあたるときは、その翌日の営業日。 送金手数料は別途負担ください。					
送金口座	①金融機関名 ②支店名 ③預金種類 普通・当座 ④口座番号 ⑤口座名義					

(様式 15)

被災地における介護福祉士養成施設等への修学に係る 教材費等貸付借受人異動事項等届出書

年 月 日

社会福祉法人福島県社会福祉協議会長 様

(届出者) 住 所

氏 名

印

電話番号

借受人との関係

教材費等貸付金の借受人としての届出事項について、変更等があったので下記のとおり
届出ます。

借受人番号		
借受人氏名	(旧)	(新)
住 所	(旧) 〒 -	(新) 〒 -
電話番号(携帯 電話を含む)	(旧)	(新)
死亡・所在不明	年 月 日 (確認できる証明書等の写しを添付)	
勤務先 (従事業務の 異動、退職又は 転職など)	旧・勤務先名 旧・勤務先の種別 及び従事業務 旧・勤務先住所 〒 - 及び電話番号 退職期日 (年 月 日) 新・勤務先名 新・勤務先の種別 及び従事業務 新・勤務先住所 〒 - 及び電話番号 転職期日 (異動日 年 月 日)	
その他 (上記の理由)		

注) 死亡の場合、除籍証明書(又は死亡診断書の写し)を添付すること。

退職した場合は離職証明、転職した場合は雇用通知の写しを添付すること。

(様式 16)

被災地における介護福祉士養成施設等への修学に係る
教材費等貸付停止・再開・辞退届
(休学・停学・退学・復学等)

年 月 日

社会福祉法人福島県社会福祉協議会長 様

(届出者) 住 所
氏 名
電話番号

(印)

下記の事項について届出ます。

借受人番号		借受人氏名	
届出事項	貸付停止 ・ 貸付再開 ・ 貸付辞退 ・ 退 学		
届出理由 ※1年以上の休学 は、できません。	1 養成施設の休学・停学（その期間→ 2 養成施設の退学 3 養成施設の留年（理由と事実を証明する書類を添付してください。） 4 養成施設への復学 5 その他（理由を以下に記載し、その事実を証明する書類を添付してください。）		
休学・停学期間	年 月 日 ~ 年 月 日まで		
退学・復学をした期日	年 月 日（退 学・復 学）		
借受人と届出者との関係			
届出事項の発生年月日	年 月 日		

注) 提出理由の1~4の場合は、養成施設の長の証明を受けること。

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

養成施設名
養成施設住所
学校・施設長名

(印)

(様式 17)

卒 業 届

年 月 日

社会福祉法人福島県社会福祉協議会長 様

(借受人) 住 所
氏 名 印
電話番号

介護福祉士養成施設を卒業したので届出ます。

借受人番号	卒業年月	種 別	資格取得の状況
	年 月	介護福祉士	取得・未取得

(就職状況の分かる書類（就職内定通知等の写し）を添付)
※実際の業務に従事した場合は「業務従事届」も後日、提出すること。

- 注) 養成施設の長の証明を受けること。
注) 介護福祉士登録簿に登録したときは、速やかに「資格取得届」(様式 19 号)を提出すること。

上記のとおり相違ないことを証明します。

養成施設名

養成施設住所

学校・施設長名

印

(様式 18)

資 格 取 得 届

年 月 日

社会福祉法人福島県社会福祉協議会長 様

(借受人) 住 所
氏 名
電話番号

印

私は、下記の資格を取得したので届出ます。

借受人番号	国家試験合格年月	国家試験合格種別
	年 月	介護福祉士

注) 介護福祉士登録簿に登録した後、登録証の写しを添付し、速やかに提出すること。

(様式 19)

被災地における介護福祉士養成施設等への修学に係る 教材費等貸付連帯保証人届出事項変更書

年 月 日

社会福祉法人福島県社会福祉協議会長 様

(借受人) 住 所
氏 名
電話番号

印

教材費等貸付金の連帯保証人としての届出事項について、変更があったので下記のとおり
届出ます。

借受人番号		借受人氏名	
フリガナ			
連帯保証人 氏 名			
変更前の 住 所	〒 -	変更前の 電話番号	
変更後の 住 所	〒 -	変更後の 電話番号	
勤務先	名 称 :		職種
	〒 - 所在地 : 電話 ()		
変更後の 勤務先	名 称 :		職種
	〒 - 所在地 : 電話 ()		
変更理由			

(様式 20)

被災地における介護福祉士養成施設等への修学に係る 教材費等貸付額変更申請書

年　月　日

社会福祉法人　福島県社会福祉協議会長 様

住所〒

氏名

印

電話番号 () -

下記のとおり、貸付決定時の金額が変更になりましたので、変更申請をいたします。

借受人番号		
氏 名		
変更する 項目	※該当する方を○で囲んでください。 住居費 ・ 通学費	
変更金額	変更前の金額	変更後の金額
変更年月日	年　月　日　から	

※変更金額の事実を証明する書類を添付してください。

(住居の借入に関する「賃貸契約書」の写し、通学のための6か月ごとの公共交通機関
の利用料を証明する書類)